

# モニタリングに係る「特段の事情」の取扱いについて

## 1 居宅介護支援事業におけるモニタリングについて

モニタリングに当たっては、特段の事情のない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっている。

この場合「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが出来ない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされる。

<参照>

- ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」  
(平成11年3月31日厚生省令第38号)
- ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」  
(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

## 2 特段の事情の範囲

本町における特段の事情に該当する事例は、次のとおりとする。

(1) 「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」(平成21年2月27日付、長寿第1683号、本県保健福祉部長寿社会対策課長発出)に掲げる例1から例3に該当する事例

例1：利用者の居宅を訪問すれば本人と家族の関係が悪化すると客観的に認められる場合

例2：利用者が緊急で入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用することになったために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合  
利用者が死亡したために、モニタリングが出来なかった場合

例3：地震・風水害や火災により利用者の居宅が被災したために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合

(2) (1)に掲げる事例以外で、下記のような利用者のやむを得ない事情等について、本人・家族等と相談し、状況を把握したうえで、居宅に帰ることができないと判断した場合

- ・ 利用者の心身の状態が悪化した場合
- ・ 家族の急病等で在宅での介護が困難になった場合
- ・ 個別の事情により短期入所サービスの利用が続いている事例 等

### 3 特段の事情に係る処理方法

#### (1) 上記2(1)に該当する場合

本町への申請は不要であるが、「届出」が必要である。

申請書の理由欄に、「平成21年2月27日付、長寿第1683号 に該当」と記載し届出るとともに、その具体的な内容を居宅サービス計画等に詳細に記載し、5年間保存しておくこと。

※届出及び内容の記録がない場合には、運営基準減算の対象となる。

#### (2) 上記2(2)に該当する場合

本町への申請が必要である。

その月に結果として居宅に帰ることが出来ず、居宅でモニタリングが行えなかった場合に、本人面接・居宅確認後、翌月1～5日（5日が土日の場合は3または4日）の間に、介護保険係へ「モニタリングに係る「特段の事情」申請書」（以下、申請書とする）を持参若しくは郵送（必着）で提出すること。

（特段の事情の可否等の回答は、国保連への請求を踏まえて、10日までに回答する。）

#### 【注意】

- ・ 申請書を提出するタイミングは、本人・家族等と相談し、状況を把握したうえで、居宅に帰ることができないと判断し、本人面接・居宅確認を行った後の翌月1～5日（5日が土日の場合は3または4日）の間であること。  
ただし、判断に迷う場合等は、事前相談としての申請を受け付けるものとする。
- ・ 本町に申請なく事業所独自に特段の事情と判断している場合は、運営基準減算（不適切な給付として返還）となる。
- ・ 申請書の提出を受け、内容を確認し、必要に応じて電話等で追加聞き取りをした後、本町にて検討・判断し、特段の事情に該当するか否かを連絡する。支援の内容によっては、特段の事情と認められない場合もある。
- ・ 「特段の事情」との回答を受けた場合は、その旨を記録しておくこと。

#### 【申請書に記入する主な内容】

- ・ 介護者の状況
- ・ 居宅でモニタリングができない理由  
（本人・家族等との相談内容、把握した状況等を簡潔に記入）
- ・ 短期入所サービスを継続して利用する場合の今後の方針
- ・ 介護保険施設等への入所支援、もしくは在宅復帰に向け、介護支援専門員として行っている支援

#### 4 特段の事情に該当する場合のモニタリング方法

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況を始め、家族や居宅周辺的生活環境の把握、サービス事業所等との情報交換にある。そのため、特段の事情に該当する場合でも、利用者の居宅を訪問し、利用者との面接を行い、利用者の解決すべき課題の変化に留意するとともに、家族との継続的な連絡を行うこと。

また、モニタリングを行った場合、その具体的な内容を記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には、運営基準減算の対象となる。

なお、モニタリングの結果の記録については、5年間保存しておくものとする。

#### 5 「特段の事情」に該当すると判断を受けた場合のその後の取扱い

特段の事情の判断は継続的に認められるものではなく、一度判断を受けた翌月以降も居宅でのモニタリングが困難な月については書面により本町に申請し、その月について特段の事情に該当するかの判断を受ける必要がある。